

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例	
主管課	財政課（畜産課、建築住宅課）	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） ・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年2月20日ほか施行） 	
【改正の概要】		
1 家畜伝染病予防法関係		
家畜伝染病第50条の規定に基づき知事が使用を許可した動物用生物学的製剤の交付手数料の新設		
	動物用生物学的製剤交付手数料	1頭分につき70円を超えない範囲内において規則で定める金額
2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律関係		
(1) 住宅性能表示制度の見直しによる認定申請手数料等の改定		
	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1戸建ての専用住宅 12,800円→16,400円ほか
	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	上記の半額（100円未満四捨五入）
(2) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設		
	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	182,000円
(3) その他、法改正に伴う規定整備		
施行日	1は公布の日、2は令和4年2月20日	
【その他参考事項】		